

消費者庁消費者政策課

「消費者基本計画工程表」改定素案に関する意見募集担当 御中

消費者基本計画工程表改定素案への意見

東京都消費者団体連絡センター

施行番号	ページ	意見
1 (1) ⑦ 子どもの不慮の事故を防止するための取組	4 11	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの事故防止について「子どもを事故から守る！プロジェクト」の展開が示されていますがSDGsの何番の目標に対応しているのかわかりません。他の施策でも共通していますがSDGsの何番の目標が具体的に記載してください。 ・地方自治体によってはホームページ上で「子どもを事故から守る！プロジェクト」にリンクを張っていたり、内容を紹介したりしていますが、一部の自治体での取り組みのようです。子どもを事故から守る大変有効な情報ですので、地方自治体のホームページからも閲覧できるように、働きかけを行ってください。
1 (4) ④食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進	33 42	<p>「総合的な TPP 等関連政策大綱」を踏まえリスクコミュニケーションを推進するとされていますが、その他、各国間での経済連携協定が進み、国民が安全な食生活を送るための食品のリスクに関する正しい知識と理解がより必要となります。KPI に時宜に適ったテーマと今後の予定を記載してください。</p>
1 (4) ⑦農業生産工程管理（GAP）の普及促進	35 44	<ul style="list-style-type: none"> ・工程表によると 34 年度にかけて「ほぼ全ての国内の産地で国際水準 GAP の取組拡大促進」を行うと記載されていますが、国内ではすでに JGAP を取得している農業生産者もあります。今後国際水準 GAP と JGAP との整合性をどう図るのかについて検討のスケジュールを記載してください。 ・消費者に対しては、GAP の理解促進を KPI に記載してください。
2 (3) ①新たな食品表示制度の円滑な施行	61 65	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示一元化に続き、加工食品の原料原産地表示制度、遺伝子組換え表示制度の検討が行われ、消費者は制度の改正を十分に理解できていません。今後、食品添加物表示の検討が始まることもあり、消費者の商品選択に資する食品表示制度について、わかりやすく継続的に情報発信をしてください。
3 (1) ④消費者契約法の見直し	71 75	<p>消費者委員会の答申の付言に記載された事項等は、引き続き分析・検討を行い、必要な措置を講ずる、とありますが次回改正に向けた計画を具体的に記載してください。</p>

<p>3 (5) 新規 ユニットプライス (単位価格表示) に関する検討</p>	<p>131 133</p>	<p>ユニットプライスは内容量の調整による実質値上げなどがわかり消費者の商品選択に資するものです。しかし、ユニットプライス (単位価格表示) については、一部の自治体に条例が設けられているのみです。2018 年には国際規格 (ISO21041) が発行されましたので、国際規格に準じ、国内の規格化 (JIS 規格の制定および、各自治体が JIS に準拠した形で条例化すること) を具体化してください。</p>
<p>4 (3) ③公益通報者保護制度の推進</p>	<p>168 171</p>	<p>KPI では 2019 年度の計画が、消費者委員会の審議を踏まえた更なる取組、となっています。しかし、公益通報者保護法は施行後 12 年間一度も改正されていません。2018 年 12 月にまとめられた消費者委員会公益通報者保護専門調査会の報告書を踏まえた改正の時期を明記してください。</p>
<p>6 (2) ①地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等</p>	<p>227 232</p>	<p>地方消費者行政の充実・強化として、地方消費者行政強化交付金がありますが自治体からは使い勝手が悪いとの声があります。自治体のニーズを調査の上幅広い事業で活用できるようにしてください。</p>
<p>6 (2) ②地域の見守りネットワークの構築 (消費者安全確保地域協議会、消費生活協力員、消費生活協力団体)</p>	<p>228 234</p>	<p>見守りネットワークの構築については、福祉部局のネットワークと連携して進めている地方自治体がある一方、庁内連携が進まず構築の形を模索している地方自治体もあります。今後、ますます高齢化が進み見守りネットワークの必要性が高まることから国と都道府県による支援が必要です。各自治体の事情に合わせた支援を検討することを記載してください。</p>